

7 高福第 2 7 6 8 号
令和 8 年 2 月 2 4 日

関係地域包括支援センターの長殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善等事業に係る地域包括支援センター
の取扱いについて（通知）

日頃より本県の高齢福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業においては、介護予防支援の指定を受けている地域包括支援センター（以下、「地域包括支援センター」という。）も本補助金の対象となっているところです（別紙 問 12 参照）。

多くの地域包括支援センターでは、居宅介護支援事業所に対し介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを委託していることから、本補助金を支払われた地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業所に対し、原案作成委託料に相当する分の補助額を配分し、居宅介護支援事業所の賃金改善をすることが想定されますが、厚生労働省からは明確な見解が示されておりません。

本県としましては、地域包括支援センターが本補助金の交付を受けた場合の取扱い（特に、実績報告にあたり、地域包括支援センターにおいて委託先の賃金改善を確認する必要があるか、委託先の銀行口座に振り込むための手数料等地域包括支援センターで発生する事務に係る費用は本補助金の対象経費に含まれるか等）について十分な説明ができないため、**本補助金に係る地域包括支援センターの申請は、2月27日までの受付（Aパターン）は行わず、4月からの申請受付（Bパターン）を行うことといたします。**また、既にAパターンで申請をいただいている地域包括支援センターについては、申請書（計画書）から削除していただき、後日Bパターンで申請していただくようお願いいたします。

ご迷惑をおかけし申し訳ありませんが、事業内容について適切に説明できるようになり次第、お知らせいたしますので、御理解賜りますようお願いいたします。

担当 介護保険指導第一グループ
電話 052-954-6289(ダイヤル)